



基準日 平成29年05月01日 現在

(更新日 平成29年04月01日)

1 特定教育・特定地域型保育施設に関する情報

施設区分 保育所

フリガナ	アケボノホイクエン																																															
① 施設名称	あけばの保育園				(事業所番号)		2420551000308																																									
② 施設の所在地	〒511-0912 星川1005-2			電話	0594-31-4550		FAX																																									
				E-MAIL																																												
フリガナ	コンドウ ミユキ				資格																																											
③ 施設管理者名	園長 近藤 幸																																															
④ 認可年月日	昭和42年08月01日		⑤ 管理者就任年月日	平成25年04月01日																																												
⑥ 確認年月日	平成27年04月01日		⑦ 事業開始年月日	平成27年04月01日																																												
⑧ 施設面積等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷地全体</th> <th colspan="2">園舎</th> <th colspan="2">乳児室・ほふく室</th> <th colspan="2">保育室</th> <th colspan="2">遊戯室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居室数／面積</td> <td>1758.38m²</td> <td></td> <td>952.19m²</td> <td>2室</td> <td>105.84m²</td> <td>6室</td> <td>274.32m²</td> <td>1室</td> <td>129.00m²</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td colspan="4">調理室・調理設備</td> <td colspan="4">園庭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置状況</td> <td colspan="4">調理室</td> <td colspan="4">敷地内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									敷地全体	園舎		乳児室・ほふく室		保育室		遊戯室		居室数／面積	1758.38m ²		952.19m ²	2室	105.84m ²	6室	274.32m ²	1室	129.00m ²	設備	調理室・調理設備				園庭					設置状況	調理室				敷地内				
	敷地全体	園舎		乳児室・ほふく室		保育室		遊戯室																																								
居室数／面積	1758.38m ²		952.19m ²	2室	105.84m ²	6室	274.32m ²	1室	129.00m ²																																							
設備	調理室・調理設備				園庭																																											
設置状況	調理室				敷地内																																											
⑨ 給食の実施状況	3~5歳 (幼稚園)	実施日	日	月	火	水	木	金	土																																							
	3~5歳 (保育所)	実施方法			実施内容					アレルギー対応の有無																																						
	0~2歳 (保育所)	実施日	日	月	火	水	木	金	土																																							
			原則、開所日は給食を実施																																													
実施方法	自園調理		実施内容		完全給食		アレルギー対応の有無	有り																																								

⑩ 連携施設名称								
連携内容								



2 従業員に関する情報

⑪ 職務に従事している職員の配置数および経験年数

職種	配置職員数（人）		経験年数（年）※	
	常勤	非常勤	教育・保育	当該施設
主任保育士	1		39	39
保育士	8		8	7
調理員				
保健師又は看護師				
その他の職員				

嘱託医・学校医	医療法人坂井橋クリニック 院長 広田久佳
学校歯科医	高阪歯科医院
学校薬剤師	

※ 教育・保育：教育、保育に携わってきた平均経験年数を示す。

当該施設：平均当該施設勤続年数を示す。



3 教育・保育等の内容に関する情報（1/2）

⑫ 定員数	保育所部分			幼稚園部分
	0歳児	1, 2歳児	3, 4, 5歳児	3, 4, 5歳児
	10人	50人	60人	
学級数	1 学級	2 学級	4 学級	

⑬ その他実施体制	延長保育	一時預かり (平日)	一時預かり (休日等)	病児保育	特別支援実施体制 障がい児受入体制
	有り	無し	無し	無し	無し
開所時間					

⑭ 特筆すべき 教育の特色	①乳幼児の発達に即した保育の方針と実践「遊び」を中心として、イ、なまこ口、リズムハ、自然体験 ②「食育」を中心にサツマイモ、ジャガイモ、トウモロコシ、イチゴ等手作り野菜の収穫。
------------------	---

⑮ 運営方針	①0歳～5歳児の発達が著しい中、発達年齢の即した保育内容づくり（運動遊び、わらべうた、仲間づくり等） ②保育内容に対応するために父母会、苦情処理委員会で十分検討し、迅速に対応する。
--------	---

⑯ 開所時間	保育標準時間	07時00分から18時00分	延長保育	保育時間前	
	保育短時間	8時から16時		保育時間後	18時00分から18時30分
	準教 時 間 標	(平日)		保育時間前	7時～8時
	(土曜)			保育時間後	16時から19時

⑰ 主な休園日	保育所部分	12/29～1/3	幼稚園部分	
---------	-------	-----------	-------	--



3 教育・保育等の内容に関する情報(2/2)

⑯ 利用料金	保育所部分	利用料	お住まいの市役所・町役場までお問い合わせください。		
		実費徴収	金額	内容	
			約350円／月	絵本代	
			3歳以上500円／月	主食代（パン等）	
		上乗せ徴収	金額	内容	理由
	幼稚園部分	延長保育	200円/回		
		利用料	お住まいの市役所・町役場までお問い合わせください。		
		実費徴収	金額	内容	
		上乗せ徴収	金額	内容	理由
		一時預かり			
⑰ 利用者等から の質問・苦情対 応	(連絡先1)	0594-31-2179	(連絡先2)	0594-22-1448	(受付時間) 16時から19時
⑲ 賠償すべき事 故発生時の対応	事故発生時の対応及び事故発生防止のための指針の整備				
⑳ 施設利用手続 きに関する説明 方法	文書の交付（郵送又は説明会での配付等）				
㉑ 選考基準					
㉒ 自己評価・改善	実施方法	年度に10月、3月に 1年間の保育内容と保育運営について、県監査チェックリストを使用。			
	結果と今後 の取り組み	苦情処理委員会と父母会理事会で対処する。			



4 施設等を運営する法人に関する情報

フリガナ	アケボノフクシカイ		
②4 法人の名称	あけぼの福祉会	(事業者番号)	2420501000028
②5 法人の所在地 (※主たる事務所)	〒511-0912 星川1005-2	電話 0594-31-4580	FAX 0594-31-4580
			E-MAIL akebonohoikuen@tmt.ne.jp
フリガナ	ヒロタヒサヨシ		
②6 代表者名	廣田久佳		
②7 設立開始年月日	昭和42年07月28日	②8 代表就任年月日	平成11年03月23日
②9 他の運営事業種			

5 運営状況等に関する事項（2年目の施設のみ掲載）

③0 教育・保育の提供内容の改善の取組	実施方法	職員研修を積極的に行い質の高い就学前教育・保育を目指す。
	結果と今後の取り組み	今後も各種研修を行っていく。
③1 利用者の権利擁護等のために講じている措置	事前説明の方法・状況	文書の交付（郵送又は説明会での配付等）
	利用料等に関する説明の方法・状況	入園説明会にて説明。
	同意の取得状況	同意を得ている。
③2 相談・苦情等の対応のための取組状況	相談、苦情受付窓口の設置、相談、苦情内容の記録、相談、苦情に関する市町村実施事業への協力	
③3 安全管理のために講じている措置	職員研修を積極的に行っている。	
③4 衛生管理のために講じている措置	食中毒及び感染症の対策に特に気をつけている。	
③5 情報の管理・個人情報保護等のための取組	秘密保持に係る規程の整備	